GDC 御殿山ハウジングサービス利用約款

株式会社ベッコアメ・インターネット 2015年7月1日施行 2023年3月8日改定

株式会社ベッコアメ・インターネット(以下、「当社」といいます。)は、ハウジングサービスを提供するに当たり、以下のとおり約款(以下、「本約款」といいます。)を定めます。

第1条 (適用)

本約款は、本サービスの提供に関する個々の契約に適用されます。

- 2. 当社が、第3条(通知)及びその他の方法で行う案内等、並びに GDC 御殿山サービス規定書各種及び GDC 御殿山ご利用の手引各種(以下、GDC 御殿山サービス規程書各種と GDC 御殿山ご利用の手引各種を総称して「仕様書等」といいます。)は、本約款の一部を構成するものとし、契約者はこれに従うものとします。
- 3. 本約款と仕様書等の内容が異なる場合、仕様書等が優先されるものとします。

第2条 (本契約の変更)

当社は、契約者(第4条に定義します。)に対して通知する方法により、本約款を変更することができるものとします。この場合の料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

第3条 (通知)

当社から契約者への通知は、電子メール、書面の郵送等、当社が適当と判断する方法により行うものとします。

2. 前項の通知は、電子メール、書面等が当社より発信等された時点より効力を生じるものとします。

第4条 (用語の定義)

本約款において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用するものとします。

(1) ハウジングサービス

契約者が所有又は貸与されているサーバ設備をデータセンター (GDC御殿山) 内に設置して使用するため、データセンター内のラックスペース、バックボーン・ネットワークとの接続及びそれらに付随するコンピュータプログラム等を使用して当社が提供するサービスの総称

(2) 本サービス

本約款に基づき、当社より契約者に提供するハウジングサービス

(3) サービス料金等

本サービスの利用の対価として契約者が当社に支払う料金(初期費用、利用料金等)及び費用の総称

(4) 契約者

本約款に基づき、本サービスの提供を受ける当事者

第5条 (契約の単位)

本サービスは、申込み毎に一つの契約(以下、「個別契約」といいます。)が成立するものとします。

第6条(本サービスの詳細)

本サービスの詳細は仕様書等に定めるものとします。なお、当社が提出する納品書、設定情報、仕様書等に関しては、当社と契約を締結した契約者限りの情報となり、当社の許可なく外部への開示や改変を行うことを禁じるものとします。

第7条(本サービス提供地域)

本サービスの提供地域は、日本国内のみとします。

第8条 (再委託)

当社は本サービスの運用・保守に関し、その全部又は一部を第三者に委託できるものとします。

第9条 (本サービス提供の前提)

当社は、本サービスを提供するにあたり、①契約者がインターネット及びコンピューターに対する十分な知識と技術力を持っていることものとみなし、かつ②本サービスの提供が必ずしも契約者の利用目的及び利用用途に完全に合致していることを保証しないものとします。

第10条(個別契約の締結)

個別契約締結の方法の例は以下の通りとしますが、当社の書面による同意がある場合は、これに限られないものとします。

- (1) 当社は、契約者に対して見積書を提示します。
- (2) 契約者は見積書を前提として、当社所定の注文書又は申込書等(以下「注文書等」といいます。)を提出します。
- (3) 当社は、注文書等による申込みを承諾する場合、契約者に対して適宜の方法で通知します。当社から契約者に対する通知がない場合、当社が契約者の申込みに対して承諾したものとはみなされません。
- 2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その個別契約の申込を承諾しない場合があるものとします。契約者は、申込を承諾しない場合において、承諾しない旨を契約者に対して通知しますが、その理由を通知する義務は負いません。
 - (1) 契約者が、本サービス料金の支払を怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (2) 契約者が、当社又は本サービスの信用を毀損する態様で本サービスを利用するおそれがあるとき。
 - (3) 注文書等に虚偽の記載のあることが判明したとき。
 - (4) 当社の業務の遂行上、支障が生ずるおそれがあるとき。
 - (5) その他、当社がその裁量により不適当と判断したとき。

第11条(保証金)

本約款又は個別契約の締結に際しては、当社の基準により、契約者に対して以下の条件で保証金の差入れを求めることがあります。

- (1) 保証金の額、支払方法は別途定めます。
- (2) 保証金に利息は付かないものとします。
- (3) 本約款又は個別契約が終了した場合には、保証金は返還されるものとします。但し、契約終了時に契約者が当社に支払うべき残債務がある場合には、保証金は当該債務の弁済に充当されるものとします。

第12条(データセンタ施設の利用等)

契約者は、契約者の費用と責任において、当社が割り当てたデータセンタ施設内のラック又はスペースに 設備等を設置することができます。

- 2. 契約者は、データセンタ施設の利用にあたっては、仕様書等を遵守するものとします。
- 3. 契約者は、データセンタ施設内への設備等の設置、追加、変更、撤去に際しては、当社所定の方法により、設備等に関する情報を届け出、当社の承認を受けるものとします。
- 4. 以下に該当する場合、当社は契約者に対して割り当てたデータセンタ施設内のラックの位置、又はスペースを変更することが出来るものとします。
 - (1) 契約者による個別契約の追加又は解約に伴い、分散した契約者の割り当てスペースを統廃合する場合
 - (2) 施設の効率的な運用、セキュリティの向上、その他事情により変更が必要な場合
- 5. 契約者は、以下の事項を遵守するものとします。なお、第1号または第2号の違反があった場合、当社は 契約者が設置した導体及び装置を、その裁量により移動又は廃棄できるものとします。

- (1) 当社が本契約に基づき設置した設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又は設備に線条その他の導体を設置してはなりません。ただし、天災地変その他の事態に際して保護する必要があるとき、又は自営設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、当社の書面による事前の承諾を受けた上で実施することが出来ます。
- (2) データセンタに発火発煙、異常発熱、異常な温度または湿度の変化、その他当社設備に影響を及ぼす可能性のあるいかなる装置も設置しないものとします。
- (3) 当社が業務上支障ないと認めた場合を除いて、当社が本契約に基づいて設置した設備に他の機械、付加物品等を取りつけないものとします。
- (4) データセンタ施設を善良なる管理者の注意義務を以て利用するものとします。
- (5) その他、データセンタの管理運営に必要な当社の指示に従うものとします。

第 13 条 (ID・パスワードの管理)

当社は契約者に対し、本サービスを利用するためのシステムにログインするための ID 及びパスワードを発行する場合があります。

- 2. 契約者は、ID、パスワードの管理及び使用について責任を負うものとし、善良なる管理者の注意義務をもってこれを管理しなくてはなりません。
- 3. 当社は、この ID とパスワードの照合により、契約者を認証します。
- 4. 当社は、契約者の ID 及びパスワードによる本サービスの利用は、すべて当該 ID 及びパスワードを保有する契約者によるものとみなします。第三者が ID 及びパスワードを使用して本サービスを利用した場合、これにより発生するサービス料金等の債務は、契約者が負うものとします。
- 5. 当社は、契約者による ID 及びパスワードの使用上の過誤、管理不十分又は第三者(利用者を含む。以下同じ。)による不正使用等に起因して、契約者が損害を被った場合といえども、当該損害につき一切責任を負わないものとします。
- 6. 契約者は、当社から発行された ID 及びパスワードを、第三者に使用させないものとします。

第14条 (他人利用の制限)

契約者は、当社の書面による事前の承諾がない限り、本サービスを利用して第三者へサービス提供することができないものとします。

2. 契約者が、当社の承諾を得て第三者に対して本サービスを利用したサービス(以下「契約者サービス」といいます。)の提供を行う場合、契約者は、当該第三者に対して、契約者が本契約により負うのと同等の義務を課すものとします。また、当社は、当該第三者の行為を、契約者の行為とみなすものとします。

第15条(サービス障害等の処理)

本サービスに関する障害、その他事象による異常等が発生したときの措置については、仕様書等に定めるとおりとします。

第16条(利用開始日)

個別契約に基づくサービスの提供を開始した日を利用開始日とします。

第17条(最低利用期間)

個別契約の契約期間は利用開始日から起算して1年間とし、当該期間を最低利用期間とします。

- 2. 契約者は、前項の最低利用期間内に個別契約の解約があった場合、第19条(解約料の支払義務)の規定に 基づき、当社が定める期日までに、当社に対して解約料を支払うものとします。
- 3. 契約者が、個別契約の満了の30日前までに、当社に対して書面にて解約の申入れを行わない場合、個別契約は自動的に1か月間更新されるものとし、以後も同様とします。

第18条 (サービス料金等)

契約者は、当社に対して、別に定めるサービス料金等を支払うものとします。

- 2. 契約者は、第10条に定める個別契約締結の承諾を受けたとき、当社が見積書又は仕様書等で別途定める初期費用を支払うものとします。
- 3. 利用料金は、当社が本サービスの提供を可能な状態にした日の翌日から発生するものとします。
- 4. エネルギーや金属等の価格、雇用条件の変化等、経済情勢の変動により、サービス料金等が不相当となった時は、契約期間内であっても、当社は利用料金を変更することができるものとします。
- 5. 前項に規定する場合のほか、当社は、電力会社による電気料金の改定が行われた場合、本約款別紙(サービス料金(電力料金)の価格改定について)の定めに従い、契約者に通知することにより、利用料金を変更することができるものとします。

第19条 (解約料の支払義務)

第17条1項に定める最低利用期間の満了前に個別契約が終了した場合、契約者は、当社に対して、解約料として、個別契約毎にその残余の期間に対応する利用料金相当額を、当社の定める期日までに支払わなければならないものとします。

第20条 (費用の支払義務)

個別契約の締結又は履行に際して、契約者の保有する設備に対する工事が必要な場合、契約者はその工事に要する費用を負担するものとします。

第21条 (サービス料金等の支払い方法)

サービス料金等の支払方法は以下のとおりとします。

- (1) 当社は毎月末日をもって料金計算を締め、請求書を発行します。
- (2) 契約者は、当社からの請求額に消費税等諸税を加えた金額を、当社が別途指定する銀行口座に振込む 方法により、請求月の末日(末日が銀行休業日の時は前営業日)迄に支払うものとします。なお、支 払に必要な費用は契約者の負担とします。
- (3) 当社は、指定銀行口座に変更がある場合、事前に通知します。

第22条 (遅延損害金)

契約者は、サービス料金等又は解約料を支払期日までに支払わないときは、当社に対して、所定の支払期日の翌日から支払済みまで年 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。なお、支払方法及び支払期日は当社が指定します。

2. 前項の支払いに必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

第23条 (情報の提供)

契約者は、本約款に基づく契約の履行に影響を与える事由が発生し、又は発生するおそれがあると認めたときは、遅滞なく当社に対して書面で通知するものとします。

- 2. 契約者が、当社の承諾を得て、第三者に対して契約者サービスの提供を行う場合、当該契約者は、当社に対して、予測される契約者サービスの利用者数及びその利用時間数に関する情報を提供するものとし、当該情報に関して大幅な変動がある場合も同様とします。
- 3. 前項の場合、本サービスの適切な運用のため、当社が契約者サービスの利用者のネットワーク情報を分析、 保存、利用又は第三者提供することについて、契約者はあらかじめ同意するものとします。ただし、当社が 当該情報を第三者に提示するときは、本サービス以外の当社の他のサービスの会員も含めた統計的情報とし て加工を施し、利用者の特定ができないようにするものとします。
- 4. 第2項の場合で、契約者が契約者サービスに関わる商品構成、商品価格等を変更する場合で、かつ当社サービスに影響を与えるような場合、契約者は、事前にその旨を当社に通知するものとします。

第24条 (利用形態の制限・禁止事項)

契約者は本サービスの利用に関して、次の行為を行わないものとします。

- (1) 公序良俗に反するわいせつな画像を送信又は表示する行為
- (2) 児童ポルノ若しくは児童虐待にあたる画像や文書等を送信又は表示する行為
- (3) 写真合成等で他者の尊厳を傷つけ、又はそのおそれのある画像を表示する行為
- (4) 第三者の著作権、商標権その他の知的財産権を侵害又は侵害するおそれのある行為
- (5) 公職選挙法に違反又は違反するおそれのある行為
- (6) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設又は勧誘する行為
- (7) 他者に対し、無差別又は大量に電子メールを送信する行為
- (8) 他者が嫌悪感を抱き、又はそのおそれのある電子メール(いやがらせメール)を送信する行為
- (9) 他者又は当社に対し、その業務を妨害し、若しくは他者若しくは当社が保有するデータ等を破壊、改 ざんする目的で作成された有害なコンピュータプログラム等を送信する行為
- (10) 他者又は当社に不利益若しくは損害を与え、若しくはそのおそれのある行為
- (11) 本サービスの内容や本サービスにより利用し得る情報を改ざん又は消去する行為
- (12) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信する行為
- (13) 第三者の設備若しくは本サービス用設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
- (14) 前各号のほか、法令、本若しくは公序良俗に違反し、当社又は第三者に不利益を与える行為
- (15) その他、当社が本サービスの契約者として相応しくないと判断する行為
- 2. 契約者が前項に違反した結果、当社又は第三者に損害が生じた場合、契約者は、当該損害にかかる賠償責任を負うものとします。

第25条 (サービスの停止)

当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合は、一定の期間(以下第1号の場合にあっては、その料金等が支払われるまでの間)を定めて、本サービスを停止することがあります。

- (1) 支払期日を経過してもサービス料金等を支払わないとき
- (2) 違法に若しくは違法となるおそれのある態様、又は明らかに公序良俗に反する態様その他不適切な態様において本サービスを利用したとき
- (3) 本約款に違反する行為をしたとき
- (4) 当社の業務の遂行又は当社の設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき
- 2. 当社は、前項の規定によりサービスの停止をしようとするときは、あらかじめその理由、実施期日及び期間を契約者に通知します。但し、緊急時、やむを得ないときや当社がそれに準じて判断した場合はこの限りではありません。
- 3. 第1項に基づくサービスの停止期間中であっても、サービス料金等は発生し、契約者はその支払い義務を 免れるものではありません。

第26条(当社が行う契約の解約)

契約者に以下に該当する事由が存する場合、当社は、直ちに本約款に基づく契約の全部又は一部を解除することができます。

- (1) 注文書等に事実と異なる記載をしたことが判明した場合
- (2) 第24条(利用形態の制限・禁止事項)第1項に抵触のおそれがあると当社が判断し、当社がその是正を催告したにも関わらず、14日間を経過してもなお解消されない場合
- (3) サービス料金等、当社に対する一切の債務について、第25条(サービスの停止)第1項に定める利用停止後もなお支払われない場合
- (4) 法令又は本約款に違反する利用があった場合
- (5) 監督官庁から営業取消、停止等の処分を受けた場合
- (6) 租税滞納処分を受けた場合

- (7) 競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、又は特別清算手続開始の申し立てがあった場合
- (8) 自ら振り出し、若しくは引受けた手形又は小切手につき、不渡処分を受け又は支払停止状態に至った場合
- (9) その他、契約者の経済状態が悪化したと認められる相当の事情がある場合
- 2. 契約者は、前項の事由が生じた場合、当社に対して負う債務について当然に期限の利益を喪失し、残存する債務を直ちに当社に対して支払わねばなりません。
- 3. 第1項に基づく解除は、当社の契約者に対する損害賠償請求を妨げません。

第27条(契約者が行う契約の解約)

契約者は、本サービスの契約を解約しようとするときは、解約しようとする日の30 日前までに、書面によりその旨を当社に通知するものとします。なお、最低利用期間の満了前の解約の場合には、第19条(解約料の支払義務)が適用されます。

第28条(契約終了後の措置)

個別契約が終了した場合、契約者は、速やかに当該契約に係る設置機器を撤去し、当社が提供したラック及びスペースを使用前の原状に回復させるものとし、当該撤去費用及び現状回復費用は契約者が負担するものとします。なお、当社が実施すべき現状回復作業(サービス設定変更等の費用を含みます。)がある場合は当社が実施するものとし、その費用は契約者が負担します。

- 2. 契約者が、個別契約の終了から 30 日を経過しても設置機器の撤去又は施設の原状回復を行わなかった場合、当社は自ら設置機器の撤去又は施設の原状回復を行い、その費用を契約者に対して請求できるものとします。この場合、当社は契約者の設置機器に生じる毀損、汚損、障害、データ消失等について責任を負いません。
- 3. 契約者が前項の費用を支払わない場合、当社は契約者の設置した機器を転売、廃棄等することが出来るものとします。

第29条 (損害賠償等)

当社は、当社の故意又は重過失により、本サービスを契約者に提供できなかった場合、当該契約者からの 書面による請求に応じて、当該提供不能があった月の1か月間の利用料金の総額を限度として、当該契約 者が被った損害を賠償します。

- 2. 当社は、前項の場合を除き、当社の責めに帰すべき事由により本サービスの提供をしなかったときは、そのサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その料金月におけるサービス料金等の金額のうち、サービス提供が不可能であった期間を日割り計算した額を当月のサービス料金等から差し引きます。
- 3. 当社は、前2項を除き、契約者が本サービスを利用できないことにより生じた損害について一切賠償責任を負わないものとします。
- 4. 契約者は、第1項又は第2項に該当する場合において、当社に対する請求をし得るときから3か月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、当社に対する損害賠償請求権を失うものとします。
- 5. 当社は、以下に定める事項により契約者が損害を被った場合においても、その責任を負いません。
 - (1) 契約者の設置機器に保存されるデータの破損、消失等が発生した場合
 - (2) 当社が利用している電気通信事業者の責めに起因して損害が発生した場合
 - (3) 第三者からのウイルス等有害なコンピュータプログラム送信等による攻撃又は妨害等による場合

第30条 (設備の修理又は復旧)

契約者は、本サービスの利用中において異常を発見したときは、自己の設備に故障がないことを確認した 上で、当社に修理又は復旧の請求をするものとします。

2. 当社は、当社が設置する設備に障害が生じ、又はその設備が滅失したことを知ったときは、速やかにその

設備を修理し、又は復旧するものとします。

第31条(サービス担当者)

契約者は、本サービスの提供について、当社とのやり取りの窓口となるサービス担当者を設け、当該サービス担当者の連絡先の情報(電話番号、メールアドレス等)を当社に通知し、変更ある場合は速やかに当社に連絡をするものとします。

2. 前項の届出をしないことにより、契約者が、当社からの通知が到達しないなどの不利益を被った場合でも、当社は一切責任を負わないものとし、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第32条 (商号等の変更)

契約者は、その名称、商号、住所又は代表者について変更があったときは、速やかに書面によりそのことを 当社に届け出るものとします。

第33条 (サービスの変更)

当社は本サービスの内容及び利用料金を変更する場合があります。この場合、当社は契約者に対し事前に通知するものとします。

第34条 (サービス提供の制限)

当社は、下記の事由がある場合、本サービスの制限又は中断(以下、「制限等」といいます。)をすることがあります。この場合、予め、制限等の時期その他必要な事項を契約者に通知するものとしますが、緊急やむをえない場合はこの限りではありません。なお、通知を行わずに停止をした場合、事後速やかに停止の期間その他必要な事項を契約者に通知するものとします。

- (1) 本サービス用設備等の保守、点検等を行う場合
- (2) 火災、停電、天変地変、当社が利用する回線提供者の障害等により本サービスの提供ができなくなった場合
- (3) 災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を 内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取扱う必要 がある場合
- (4) 前各号の他、当社がやむを得ないと合理的に判断した場合
- 2. 仕様書等に定めのない限り、契約者は制限等が行われた場合においても、所定のサービス料金等を支払う ものとします。ただし、本サービスの提供再開が困難であり、本サービスの廃止に至った場合にはこの限 りではありません。

第35条 (サービスの廃止)

当社は、都合により本サービスの特定の種別又は品目(オプション)を廃止することがあります

- 2. 当社は、前項の規定によりサービスの種別又は品目(オプション)を廃止するときは、契約者に対し、事前にその旨を通知するものとします。
- 3. 契約者が当社の承諾を得て契約者サービスを提供している場合において、契約者の都合で契約者サービス を廃止する場合、利用者の利便性のために当社と契約者で協議の上、利用者を本サービスへ移行又は誘導 することができるものとします。

第36条(秘密保持)

当社及び契約者は、本サービスに関して知り得た相手方の秘密情報(当社が提供したデータ、サービスに関する情報等)を相手方の事前の承諾なく第三者(契約者サービスの利用者も含む)に開示せず、かつ本サービスの提供に関する目的以外のために利用しないものとします。

2. 本サービスにおいて秘密情報とは、開示側の当事者(以下「開示者」といいます。)が保有する営業活動・ 事業計画に関わる情報、アイデア、ノウハウ、図面、仕様等を含む営業上、技術上の情報並びに「個人情 報の保護に関する法律」第2条1項に定められる個人情報(以下「個人情報」といいます。)であり、媒体および手段(書面、口頭、デモンストレーション、サンプル、データ、CD-ROM等の電子媒体等)の如何を問わず、本条の定めに基づき、受領側の当事者(以下「受領者」といいます。)へ開示された情報をいいます。但し、個人情報を除き、次の各号のいずれかに該当するものについては、秘密情報には該当しないものとします。

- (1) 開示を受けた時、受領者が秘密保持義務を負うことなく既に保有していた情報
- (2) 開示を受けた時、またはその後、受領者が秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (3) 開示を受けた時、既に公知であった情報、又はその後受領者の責に帰さない事由により公知となった情報
- (4) 受領者が開示を受けた情報によらず、独自に開発した情報
- 3. 開示者は、秘密情報を書面又は記録媒体等の有形のものを相手方に開示する場合には、開示した期日、開示した当事者名、および秘密情報であることを示す語句を当該有形物上に表示するものとします。 なお、秘密情報であることを示す語句とは、「秘密情報」、「CONFIDENTIAL」等の表示を行うことをもって足りるものとします。
- 4. 開示者は、受領者に対し秘密情報を口頭又はデモンストレーション等により開示する場合には、開示前に 秘密である旨を告げ、その後 10 日以内に、秘密情報の内容及び開示の日時を記載し表示を付した書面に より確認することとします。
- 5. 受領者は、善良なる管理者の注意をもって秘密情報を保管しなければなりません。
- 6. 受領者は、開示者の書面による事前の承諾なく、秘密情報を第三者へ開示、漏えいしてはならないものと します。開示者の承諾後、受領者が第三者へ秘密情報を開示する場合、受領者は本条に定める義務と同等 の義務を第三者に課すものとします。
- 7. 受領者は、秘密情報を業務上知る必要のある役員・従業員、関係会社(会社法上の親会社、子会社をいう) 役員・従業員、約款等と同等の秘密保持義務を課した委託業務の再委託先、及び当該秘密情報の評価又は 内部利用のために契約している弁護士・公認会計士・コンサルタント等に開示することができるものとし ます。但し、これらの者による秘密の保持につき開示者に対してその責任を負うものとします。
- 8. 受領者は、管轄官公庁又は行政機関の要求、裁判所の命令、その他法令に基づき秘密情報の開示を求められた場合は、必要な範囲において当該秘密情報を開示することができるものとします。
- 9. 個人情報を取扱う場合、受領者は、個人情報保護法を遵守するものとします。
- 10. 当社及び契約者は、秘密情報の授受、運搬の方法(データの暗号化等を含む)を別途協議のうえ定めることができるものとし、当該方法に違反したことに起因して問題が発生した場合、当該違反をなした当事者がその責任を負うものとします。
- 11. 受領者は、本サービスの提供に必要な範囲を超えて秘密情報を複写、複製又は改変する場合は、開示者から事前の書面による承諾を得なければならないものとします。
- 12. 受領者は、本約款に基づく契約が終了した場合、開示者からの要求がある場合には、秘密情報(複写、複製した場合はそれらを含む)を返還又は破棄するものとします。
- 13. 開示者は、秘密情報の利用管理状態について受領者から報告を受けることが出来るものとします。
- 14. 当社及び契約者は、相手方の秘密情報への不正なアクセス若しくは秘密情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生した場合又はそのおそれがある場合は、速やかに相手方に報告するものし、協力して損害の拡大防止に必要な措置を講じるものとします。
- 15. 本条の規定は、本約款に基づく契約が終了した後、2年間存続するものとします。

第37条(反社会的勢力の排除)

契約者は、当社に対して、次の各号の事項を表明し確約します。

(1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、 特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者等、暴力・威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を 追求する集団又は個人である反社会的勢力(以下、総称して「反社会的勢力」といいます。)に該当 せず、将来も反社会的勢力とならないこと。

- (2) 自らの役員(代表者、取締役又は実質的に経営を支配する者)が反社会的勢力に該当せず、将来も 反社会的勢力とならないこと。
- (3) 自らの業務委託先等として反社会的勢力を利用しないこと。
- (4) 本約款に基づく契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ① 暴力的な要求行為。
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
 - ④ 虚偽の風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、 又は相手方の業務 を妨害する行為。
 - ⑤ その他前記に準ずる行為。
- 2. 当社は、本約款に基づく契約の有効期間内に契約者が前項の確約事項のいずれかに反することが判明した場合には、契約者の責めに帰すべき事由があるか否かを問わず、契約者に対して何らの催告を要せずして、直ちに取引の全部又は一部を停止し、又は本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。この場合、取引の停止又は本約款に基づく契約の解除に起因し又は関連して相手方に損害等が生じた場合であっても、当社は、契約者に対して何ら責任を負わないとともに、当社に損害等が生じた場合、契約者に対する損害賠償請求は妨げられないものとします。

第38条 (知的財産権)

本サービスの提供に関して、契約者は何らの知的財産権(知的財産権を受ける権利を含む)をも取得しません。

2. 本約款に別途規定のある場合を除き、契約者は、当社の事前の承諾を得ない限り、当社の名称、商号、商標その他固有のシンボル等を使用することはできないものとします。

第39条 (外部サービスの紹介)

当社は、本サービスの一部を当社以外のサービス(以下、「外部サービス」といいます。)と連携して提供する場合があります。この場合、契約者は、本約款及び外部サービスに関する約款等に基づいて、サービスを利用するものとします。

2. 前項の場合、当社は外部サービスを紹介するにとどまり、何らの保証をするものではありません。外部サービスの提供に関して紛争が生じた場合、外部サービスの提供事業者と契約者との間でこれを解決するものとします。

第40条(不可抗力)

天災地変(火事、嵐、洪水、地震を含む。)、戦争、紛争、反乱、革命、騒乱、疫病、テロ、水道・電力・ 交通・通信・放送その他社会インフラの停止・混乱、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、スト ライキ、ロックアウト、仕入先又は製造元の倒産、輸送機関の事故その他不可抗力によって生じた本約款 に基づく義務の不履行は、いずれの当事者もその責任を負わないものとします。ただし、上記各事由によ り影響を受けた当事者は、当該事由の発生を速やかに相手方に対して通知するとともに、復旧するための 最善の努力をするものとします。

第41条(存続条項)

本約款に基づく契約が終了した場合であっても、第19条(解約料の支払義務)、第22条(遅延損害金)、第26条(当社が行う契約の解約)2項及び3項、第28条(契約終了後の措置)、第29条(損害賠償等)、第36条(秘密保持)、第37条(反社会的勢力の排除)第2項、第38条 (知的財産権)、第39条 (外部サービスの紹介)2項、第40条(不可抗力)、本条から第45条は存続するものとします。

第42条(権利義務の譲渡等)

契約者は、当社の事前の書面による承諾を受けた場合を除き、本契約若しくは個別契約における契約者の地位を第三者に承継させ、又は本契約若しくは個別契約により生じる権利義務を第三者に譲渡し、引き受けさせ、又は担保の用に供してはならないものとします。

第43条(契約条項の分離)

本約款のいずれかの条項が無効、違法又は履行強制が不可能とされた場合においても、本契約のその他の規定の有効性、合法性、又は履行強制可能性は影響を受けず、また損なわれないものとします。

第44条(地位の譲渡)

当社の承諾を得て、契約者の地位を承継した者は、速やかに契約者の地位を承継したことを証明する書類を添えて、その旨を当社に届け出るものとします。

2. 前項の規定は、契約者について会社分割又は合併があった場合に準用します。

第44条 (準拠法、裁判管轄)

本約款の準拠法は日本法とします。

2. 本約款に基づく契約に関連して当社と契約者の間で生じた紛争については、訴額に応じて東京地方裁判所 又は東京簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

第45条(協議)

本約款に定めのない事項及び本約款の各条項の解釈について疑義を生じた場合には、当社と契約者と双方で信義誠実の精神に則り協議して解決するものとします。

以上

別 紙 (サービス料金 (電力料金) の価格改定について)

大手電力会社の標準メニュー(特別高圧)の変更や公表値の変動等が発生した場合、サービス料金を以下の通り 改定するものとする。

1. サービス料金は毎年4月利用分より改定を行う。

※項目とサービス料金算出方法等については、「2. 項目とサービス料金」参照 ただし、大手電力会社の約款変更および公表値に著しい変動等があった場合は、 速やかに料金改定を行うことができるものとする。詳細は「3. 著しい変動があった場合の対応」参照

2. 項目とサービス料金

サービス料金の項目、月額利用料単価は以下の通り

9 ころ村並の人民日、万銀代川村半川(おみ)「マン地ウ		
項番	項目	
1	大手電力会社の標準メニューに	■大手電力会社の公表値(※1)より算出
	準じた項目	月額利用料単価(円/kVA)= 電力会社の公表値(円/kWh)× 係数 1.08 × 720(h)
		※公表値が毎月算出される項目への対応 (①)
		・前々年10月~前年9月の公表値の平均値(各月公表値の合計÷12ヶ月)を使用
		・期間内に電力会社のメニュー変更などにより、公表値算出の基準が変わった場合、
		変更前の期間の公表値は、変更後の基準をベースに補正を行うものとする。
		※公表値が毎月算出されるもの以外の項目への対応
		・前年9月末時点の公表値を使用
		・電力量料金単価に関しては、公表された変動額を公表値として、算出するものと
		する。
		※なお、公表値に著しい変動が生じた場合は、この限りではない。
		(「3. 著しい変動があった場合の対応」参照)
2	カーボンニュートラル費	■GDC 御殿山の前年度分(前年4月~3月分)の再生エネルギー調達価格より算出。
1 -		月額利用料単価(円/kVA) = 調達価格単価(円/kWh) × 係数 1.08× 720 (h)

(※1) 公表値とは、大手電力会社の約款・HP などで公表されている値。

【参考】2023年4月からの東京電力エナジーパートナーの標準メニューにおいて、該当する単価は以下の通り。

- ・電力量料金単価<単価変動分のみ>
- ·燃料費等調整単価(燃料価格調整項+市場価格調整項)
- ・再生可能エネルギー発電促進試課金単価
- ・託送レベニューキャップ制度導入にともなう変動単価

「公表値が毎月算出される項目」に該当するのは、燃料費等調整単価(燃料価格調整項+市場価格調整項) ※今後、約款改定により項目変更の可能性があるものとする。

- ■大手電力会社が前年9月末までに標準メニューの変更・追加を発表した内容については、告知の上4月利用料より料金改定を行うものとする。
- ■当年4月よりサービス料金に新たに追加となる項目は、前年9月の価格を元に算出し、価格決定後、通知する。
- ■金額は全て税抜き金額にて計算するものとする。
- ■大手電力会社の標準メニューとは、当該データセンタの所在する地域の大手電力会社の特別高圧の 標準的なメニューを指すものとする。

【参考】2022年10月現在の情報

- ・関東地区:東京電力エナジーパートナー ・関西地区:関西電力
- ・中部地区:中部電力ミライズ
- ■大手電力会社の標準メニューの内、基本料金について変動があった場合も、価格改定を行う可能性があるものとする。
- ■上記にかかわらず、市場動向の大きな変化があった場合、項目を追加する可能性があるものとする。
- 3. 著しい変動があった場合の対応
 - (1) 3月(9月)の公表値が確定した時点で、次の状況が発生した場合、著しい変動が発生したものとみなすものとする。 「公表値」・・・・大手電力会社の公表値
 - ・公表値が毎月算出される項目:10月~3月の公表値の平均(4月~9月の公表値の平均)

・それ以外の項目 : 3月末時点の公表値(9月末時点の公表値)「基準公表値」・・・翌月(4月(10月))の請求の基準となった公表値 上記を踏まえて、各項目の「公表値」の会社が「世帯は、の合業) 上記を踏まえて、各項目の「公表値」の合計が「基準値」の合計から3円/kWh(税抜き)以上の変動が発生した場合

(2) 9月公表値確定時に著しい変動が発生している場合の対応

翌4月改定に関し、「公表値が毎月算出される項目の対応」(①)において、前年4月~9月の6ヶ月間の平均値を使用する ものとする

(3) 3月公表値確定時に著しい変動が発生している場合の対応

10月においても価格改定を行うものとする。

改定内容は「2. 項目とサービス料金」に準ずるものとする。

ただし「公表値が毎月算出される項目の対応」(①)において、前年10月~3月の6ヶ月間の平均値を使用するものとする。 ※算出方法については、「添付:著しい変動があった場合の算出方法の例」を参照

添付 (著しい変動があった場合の算出方法の例)

